

《警備業標識》

2024年4月1日施行の警備業法と警備業法施行規則一部改正に伴い、警備業の認定証が廃止となり、代わりに「標識」が新設され、営業所内およびホームページに掲示することが義務となりました。

この法令改正に伴い、当社の警備業標識を掲載致します。

警備業者

認定をした公安委員会	東京都公安委員会
認定の番号	第30002277号
有効期間	令和5年3月10日から 令和10年3月9日まで
氏名又は名称	トコスエンタプライズ株式会社
所在地	東京都墨田区菊川三丁目17番2号